

(別紙)

有機加工食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第4条（生産の方法についての基準）		
酵母を含め、ワインの発酵に不可欠な微生物の使用を認めてほしい。	1	有機加工食品のJASにおいて、発酵のために酵母等の微生物を使用することは、生物の機能を利用した加工方法として認められています。
ワイン醸造において使用されるオークチップの使用を認めてほしい。	1	オークチップは、有機加工食品のJASにおいて、原材料として取り扱われ、使用可能です。
別表1-1 添加物（有機酒類以外の有機加工食品）及び1-2 添加物（有機酒類）		
有機加工食品のJASの改正案の別表1-2に記載された添加物について、 <ul style="list-style-type: none">・ タンニン（抽出物）は、柿タンニンを含むのか。・ 木灰の使用用途は何か。	1	既存添加物「柿タンニン」は、有機加工食品のJAS別表1-2に記載された「タンニン（抽出物）」に該当します。 また、「木灰」は、一部の酒類の製造に使用されており、主に微生物による変敗を防ぎ保存性を保つ等の効果を有すると認識しております。
有機加工食品のJASにおいて、使用可能な添加物が極めて少なく、またその使用目的が限られているため、新たな商品の開発に支障をきたしている。安全性が保障されている以下の添加物について、条件変更と追加登録を提案する。 <ul style="list-style-type: none">・ 炭酸水素ナトリウムを膨張剤として使用可能とする。・ ローズマリー抽出物を酸化防止剤として使用可能とする。	1	ご提案の添加物の追加については、次回の有機加工食品のJASの見直しの際に、国際基準であるコーデックスガイドラインへの適合性を評価の上、検討したいと思います。
有機加工食品のJASの改正案の別表1-2の基準に、国税庁告示等における使用制限が記載されていないが、次のことから、当該制限を記載した方がよいのではないか。	1	有機加工食品のJAS別表1-2に記載された物品の使用に当たっては、基準欄に記載された条件のほか、食品衛生法や酒税関係法令といった国内法令等の規定を遵守する必要があります。酒税関係法令におい

<ul style="list-style-type: none"> 外国の事業者が当該制限がないものと誤認する恐れがある。 当該制限が記載されていた方が同等性交渉もスムーズに進むと考えられる。 <p>なお、外国の酒類についても、使用可能な添加物のリストは国内製造品同様に国税庁告示等が適用され、対象外の添加物を使用したら輸入できないなどの仕組みになっており、内外製造品に関わらず規制がかかっているのであれば、このままでもよいと考える。</p>		<p>では、酒類に使用可能な物品について、酒類の品目や用途等の条件が定められています。</p> <p>これらの規定は、輸入酒類を含めた全ての国内販売酒類に適用されるため、有機加工食品のJAS別表1-2において改めて同内容の基準を設ける必要はないと考えております。</p>
<p>有機酒類に使用可能な添加物について、別表1-2に使用制限の基準が設けられていない等、甘過ぎると感じられるが、国際的に標準的なものであれば、許容できると考える。</p>	1	<p>有機JASは、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠していることから、米国・EU等から、当該国・地域の有機基準と同等と認められているため、有機JASの農薬、添加物の基準が欧米に比べて緩いということはないと考えております。</p> <p>なお、有機加工食品のJAS別表1-2に記載された物品の使用に当たっては、基準欄に記載された条件のほか、食品衛生法や酒税関係法令といった国内法令等の規定を遵守する必要があります。酒税関係法令においては、酒類に使用可能な物品について、酒類の品目や用途等の条件が定められています。</p>
<p>多数の添加物が使用可能となっているが、有機食品とはそういったものなのか。有機食品も食べたくなくなってしまう。</p>	1	<p>有機加工食品のJAS別表1-1及び別表1-2の添加物は、全て、使用目的にとって必要不可欠であること、健康及び生活の質への悪影響が最も低いことといった、国際基準であるコーデックスガイドラインの基準を満たすことを確認したものです。</p>
<p>「有機食品」という名前からは思いもしないくらい多数の添加物が使用可能となっているが、これで本当に「有機」といえるのか。有機JASにおいて使用可能な農薬、添加物の基準は、欧米に比べてはるかに緩</p>	1	<p>有機JASは、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠していることから、米国・EU等から、当該国・地域の有機基準と同等と認められているため、有機JASの農薬、添加物の基準が欧米に比べて緩いということはないと考えております。</p>

<p>いとの印象を受ける。 民間で厳密な有機認証を行った方がよいと考えるが、この動きを阻害しないで欲しい。</p>	<p>なお、農産物等に「有機」等の表示を行う場合、有機JAS認証を取得した事業者によって当該農産物等に有機JASマークが付されていることが必要ですが（※）、これは民間が定めた独自の有機基準に基づく認証を妨げるものではありません。</p> <p>※ 有機酒類については、令和7年9月30日までの間は、有機JASマークが付されていない場合でも、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」に基づき「有機」等の表示を行うことが可能です。</p>
---	---

*その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。